

事業番号	15 01 16	事業改善シート（24年度実施事業分）		<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	科学捜査力充実事業費			担当課	部局	警察本部
					課・室	鑑識課・科学捜査研究所
<参考> 総合5か年計画	プロジェクト	4-2 県民生活の安全確保 1 犯罪のない安全な社会づくり		E-mail	police-kanshiki@pref.nagano.lg.jp	
	施策の総合的展開			実施期間	S29 ~	

1 事業の概要

目指す姿	科学捜査資機材の整備・充実に伴い鑑定業務や鑑識活動の効率化を図り、巧妙化・広域化・スピード化する犯罪に迅速かつ的確に対処して、犯人の早期検挙を図ると共に、収集した証拠の綿密な分析による事件立証を行い、県民が安全に暮らせる社会の実現を目指す。		
現状	裁判員裁判制度の定着化、犯罪死見逃し防止のための死因究明制度など捜査を取り巻く環境の変化により、客観的証拠を重視した捜査の確立が求められ、インフラ面の整備による科学捜査力の強化、整備が急務となっている。		
県が関与する理由	<input checked="" type="checkbox"/> 法令等義務 <input type="checkbox"/> 内部管理 <input type="checkbox"/> 県でなければ実施不可 <input type="checkbox"/> 民間、市町村でも実施可能だが、県関与の必要性有 <input type="checkbox"/> その他()	【左記の説明、根拠法令等】 警察法、警察法施行令、警察官職務執行法、刑法、刑事訴訟法、犯罪捜査規範	

事業内容	① 成果目標(H24)			
	<input type="checkbox"/> 重要犯罪の検挙率70% <input type="checkbox"/> 適正な鑑定業務による誤鑑定の絶無			
	② 事業内容 (単位:千円)			
	項目	実施方法	H24事業実績	H24 (当初) (決算) H25 (当初)
	1. 鑑定・検査用試薬等消耗品	直接	・DNA型鑑定試薬、指紋情報管理システム等消耗品	13,758 12,713 13,758
	2. 各種鑑定用機器部品交換	直接	・鑑定用機器の部品交換	781 721 781
3. 各種鑑定用機器保守等	直接委託	・鑑定用機器の保守点検、廃化学薬品廃棄委託	7,270 7,866 7,956	
4. 各種鑑定用機器のリース等	直接	・鑑定用機器のリース料、鑑定機器の整備	88,028 87,249 86,486	
5. 各種学会負担金	直接	・鑑定技術向上のための各種学会への参加	166 166 166	
		合計	110,003 108,715 109,147	

事業コスト	区分(単位:千円)	22年度	23年度	24年度	25年度
	前年度繰越	0	0	0	0
	当初予算	110,460	113,282	110,003	109,147
	補正予算	1,530	0	-213	0
	合計(A)	111,990	113,282	109,790	109,147
	Aの財源				
	国庫支出金	0	0	0	
	県債	0	0	0	
	その他(諸収入)	1,530	3,333	0	
	一般財源	110,460	109,949	110,003	109,147
決算額(B)	110,927	113,983	108,715		
概算職員数(人)	0.01	0.01	0.01	0.01	
概算人件費(C)	83	83	83	83	
概算事業費(B(A)+C)	111,010	114,066	108,798	109,230	

成果目標の達成状況					
項目	現況(見込)	H24			H25 目標
		目標	成果	達成状況	
重要犯罪検挙率	(H10~H23年平均) 62.7%	70.0%	75.50%	達成	70%
誤鑑定の絶無	0件	0件	0件	達成	0件

目標に対する成果の状況	平成24年は東御市八重原における殺人事件、木曾町役場日義支所に対する非現住建造物等放火事件など、県下で発生した事件捜査に綿密に実施し、「中期総合計画」で指標として掲げた重要犯罪検挙率70%を達成した。また、適切な鑑定機器の使用や管理、綿密な鑑定を行い、誤鑑定を皆無とした。
-------------	--

2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか。	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施
	現在の刑事裁判では客観的証拠がますます重要視され、事件の初動捜査において、迅速かつ的確に客観的証拠を収集し、犯人の割り出し、犯人性の見極め、犯行状況を解明・立証するため、高度な科学技術を活かし、適正な鑑定を行うため、科学捜査力の更なる充実に努める。